

No. \_\_\_\_\_

# ニコニコ生放送配信者同意書

生放送される方が太枠内に自署してください。

あなたは、「闘会議2015」会場での「ニコニコ生放送」を行うにあたり、

「ニコニコ生放送利用規約」「ニコニコ生放送ガイドライン」および、  
「闘会議2015 ニコニコ生放送注意事項」

について事前に内容を確認し同意いたします。

※同意していただけない場合、もしくは同意していただいた内容以外の撮影・生放送を行った場合、運営より即座にそれらを停止  
または何らかの措置をとることがあります。また、場合により、撮影に関する情報の開示を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、生放送を行うにあたっては規約事項以外に以下の項目について注意して放送をおこなってください。

1. 必ず被写体の方の同意を得てください。
2. 周囲に迷惑をかけないでください。
3. 生放送、撮影の禁止エリアでは撮影しないでください。同じ箇所でも時間によって撮影可否が変更になる場合がありますので必ずご確認ください。

詳細事項については、2ページ目にて必ず確認をしてください。

上記内容にてご同意いただける場合のみ、闘会議2015でのニコニコ生放送の登録を受理し放送することができます。

闘会議2015のニコニコ生放送に関する規約・注意事項に同意いたしました。

氏名（本名）	署名してください。
ニコニコ動画アカウントID	
コミュニティID	
連絡先メールアドレス	@
携帯電話番号	

(※) ご登録頂いた個人情報は、実施されている生放送の確認や当日何かトラブルがあった際の連絡手段として  
利用させていただきます。お客様の承諾なく個人情報を第三者に提供しません。

## ■ 闘会議2015 ニコニコ生放送注意事項

### ニコニコ生放送について注意すべきこと

- ・闘会議2015会場は様々な企画・イベントが開催される「展示ホール」、入場に伴う「待機列」にてユーザーによるニコニコ生放送の撮影をすることができます。
- ・「展示ホール」「待機列」内では一部の「放送禁止エリア」を除き、ニコニコ生放送のみによるストリーミング配信を行うことが可能です。
- ・ニコニコ生放送の配信は必ず「ニコニコ生放送配信者同意書」にて登録したコミュニティから行ってください。
- ・自身がユーザー出展者（ニコつく）等で参加している場合には、ユーザー出展者に限り、自ブースを出ない範囲でのみ登録は不要です。
- ・会場内では無線LAN・スマートフォン等のテザリング機能の使用はできません。有線LAN等の準備はございません。放送を行う場合は各自でUSB型モデム等回線を用意して下さい。
- ・各機材の充電手段の提供はありません。ご自宅等で十分な充電をしてお持ち頂くか、各自で予備のバッテリーをご用意頂くなど、配信者ご自身での対応をお願いいたします。
- ・当日、状況により配信する人数を制限させていただく場合があります。

### 当日のニコニコ生放送について

- ・配信できる生放送はニコニコ生放送のみです。 USTREAMなど、他の生放送は全て禁止とさせていただきます。
- ・ニコニコ生放送を行う場合には登録時に受け取る「ニコニコ生放送配信者タスキ」を必ず着用してください。
- ・当日場内にいる来場者を撮影する場合は、必ず事前に声をかけ、承諾を得てから、撮影してください。必ずしも全員が映りたいわけではありません。人によっては映りたくない人もいますのでご理解ください。
- ・承諾を得ない撮影は盗撮行為とみなし、放送の即時停止・ご退場を頂く場合があります。
- ・各ブースの運営、他の来場者の迷惑となる様な極端に大きな撮影機材の使用は止めてください。（肩に担ぐような大型機材、極度に大きなレフ板等々、脚立の持ち込みはできません。）
- ・超会議会場内には放送／撮影禁止のブースがあります。各ブースでの注意／サインを必ず見て確認してください。



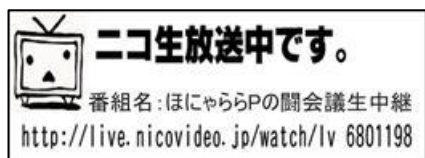
← 撮影禁止：動画ムービー／写真等の撮影はできません。携帯電話等での撮影も同様です。

- ・通路や企画ブース内での場所の専有をしないでください。放置荷物も行わないでください。
- ・通路にて集団でたまり込むことや、座り込み等は通行の妨げになりますので禁止いたします。
- ・イベントの主旨に反する配信は、禁止されています。何らかの理由でスタッフから撮影を止める指示があった場合は、それに従ってください

### ニコつくなど自ブース内でのニコニコ生放送配信について

- ・ニコつく、ニコニコ運営支援企画などで出展・参加されているユーザー出展者については、本申請については省略されます。

自ブースにてニコニコ生放送を行うには必ず周りにも生放送を行なっている旨をわかるよう掲示してください。



例) サインを、カメラの下に張る

### その他

- 会場内には「ユーザー生放送登録ブース」にて相談カウンターが設置されます。
- 会場内には、運営スタッフが巡回します。何か困った際にはお声がけください。
- 生放送可能な時間は受付後～イベント終了時間までです。
- 受付での登録時に受け取ったタスキは放送終了後、必ず返却して下さい。  
返却頂けない場合、後程請求をさせて頂く可能性もございます。  
返却場所については「ユーザー生放送登録ブース」(インフォメーション内)に設置します。
- 生放送にタグ「闘会議2015」を付けて下さい

## ■ニコニコ生放送利用規約

「ニコニコ生放送利用規約」（以下、「本利用規約」といいます）は、株式会社ニコニコ（以下、「運営会社」といいます）が提供するサービス「niconico」（以下、「niconico」といいます）の個別サービスである「ニコニコ生放送」（以下、「本サービス」といいます）について、利用者による利用の一切について適用されるものとします。利用者は、本サービス利用に先立ち、サービス画面上で表示される各種の説明表示を確認し、本利用規約の内容に全て同意のうえで本サービスを利用するものとします。なお、利用者が未成年の場合には、事前に法定代理人（親権者等）の同意を得るものとします。

本利用規約において別段の定めのない事項については、「niconico」の利用規約（以下、「niconico利用規約」といいます）の規定が適用されるものとし、本利用規約とniconico利用規約が異なる規定をした場合は、本利用規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 1. サービス内容とアカウントについて

(1) 利用者が本サービスを利用するためには、サービス「niconico」のアカウント（以下、「アカウント」といいます）でログインする必要があります。利用者は、本サービスを利用して、本サービスでライブストリーミング配信されるコンテンツを視聴（コンテンツの視聴及びコメント書き込み機能の利用を含みます）。以下、当該行為を行う利用者を「視聴者」といいます。また、本サービスを利用して、本サービスを利用してライブストリーミング配信（以下、本サービスを利用してライブストリーミング配信を「生放送」といい、生放送された動画ファイル等のコンテンツを「投稿コンテンツ」といい、生放送を実施する利用者を「配信者」といいます）を行うことができます。

(2) 利用者が配信者として生放送を行う場合には、利用者が「niconico」のプレミアム会員であって、かつログインする「niconico」アカウントが生放送を実施する権限を有していることが必要となります。生放送実施のために必要な権限の詳細については、サービス画面上で説明するものとします。利用者が、本サービスにおいて「ニコニコポイント」を消費するサービスを利用するためには、「ニコニコポイント」を利用することのできる「niconico」アカウントを有していることが必要となります。なお、「ニコニコポイント」の利用に関しては、ニコニコポイント利用規約が適用されます。

(3) 利用者は、本サービスを利用する端末によって利用できる本サービスの機能及び利用条件が異なることを予め同意しううえで利用するものとします。

### 2. 生放送の実施について

(1) 配信者は、生放送で配信する全ての内容について、権利処理が必要な全ての当事者から、事前に生放送を実施するために必要な権利処理を適正に行うものとします。配信者は、生放送によって配信される全ての内容が、必要とされる権利処理が全て適正に処理されており、第三者のいかなる権利も侵害するものではなく、かつ法令及び本利用規約に違反するものではないことを保証するものとします。

(2) 配信者が生放送を実施したことにより第三者に損害が生じた場合は、配信者の故意又は過失の有無及び予見性の有無に関わらず、当該損害が直接的であるか間接的であるかを問わず、当該損害の賠償に関する係争は配信者の責任と負担において解決するものとし、かかる係争の結果、配信者が当該損害の賠償の責を負う場合は、配信者は自らの責任を負担してこれを負うものとします。また、配信者による生放送の実施により第三者に損害が発生することが明確でない場合についても、第三者との間で生じた係争については、配信者の責任と負担において解決するものとします。運営会社は、配信者が生放送を実施したことを原因として発生する係争や訴訟等について、当事者としての関与を一切しないものとします。

### 3. 知的財産権等

(1) 投稿コンテンツの著作権その他一切の知的財産権は、当該配信者又は配信者に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。但し、利用者は、生放送することにより、運営会社（「niconico」を共同で運営する株式会社ドワンゴ及びその子会社を含み、以下本条において同様です）に対して、投稿コンテンツに関する世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な自由に利用できるようにライセンス（当該許諾を以下、「ライセンス」といいます）を付与するものとします。

(2) 運営会社は、「niconico」並びに本サービス及び本サービスと連携するサービス（運営会社以外の第三者のサービスも含みます）の企画・運営、共同研究及びプロモーション等による投稿コンテンツの利用に際し、運営会社が必要とする範囲において改変を行うことができるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。

(3) ライセンスは、配信者が運営会社所定の方法により投稿コンテンツの削除を行い、かつ、削除してから運営会社が当該投稿コンテンツにかかる全ての利用を終了するために合理的な期間の経過をもって終了します。利用者は、削除後であっても、運営会社が投稿コンテンツの利用を終了させるまでの間に当該投稿コンテンツの利用が一定期間継続すること及び削除前に既にプロモーション等において当該投稿コンテンツが各媒体に掲載等されていた場合には当該媒体等の掲載が継続する期間、当該投稿コンテンツの利用が継続することを予め承諾するものとします。

(4) 前三項にかかわらず、投稿コンテンツに対して単に感想等を書き込んだテキストの取り扱いについては、niconico利用規約「運営会社の対応」に定める利用者の書き込みテキストの取り扱いに準じます。

(5) 利用者は、生放送に先だって、運営会社が利用者の生放送及び投稿コンテンツに関し、確実性、正確性、安全性、有用性、第三者権利侵害の有無、及び特定の用途への適合性のいずれについても保証するものではなく、また監視義務を負わないことを確認するものとします。

### 4. 禁止事項及び運営会社の対応

本サービスにおける禁止事項及び禁止事項にかかる運営会社の対応は、niconico利用規約の規定に従って運用されます。利用者は、本サービスを利用して生放送を実施する際等に、niconico利用規約を事前に確認するものとします。

### 5. 生放送の実施と時間延長について

(1) 配信者が本サービスを利用して生放送を実施する際、通常、一度の配信につき生放送を開始してから30分間にわたり配信することができます。

(2) 運営会社のサーバ状況が実施中の生放送を引き続き時間延長して配信できる場合には、配信者に対して、実施している生放送を時間延長するか否かについて選択を要求する画面表示がなされます。配信者は所定の「ニコニコポイント」または運営会社が配布する「チケット」（以下、「チケット」といいます）を消費することによって、実施中の生放送を時間延長することができます（一部の端末は時間延長の機能を利用できません。また、時間延長にチケットが利用できない端末があります）。配信者が生放送の時間延長をしなかった場合には、実施中の生放送は時間延長されずに終了となります。延長時間及び必要な「ニコニコポイント」はサービス画面上に表示されます。

(3) 実施中の生放送を時間延長できるか否かのサーバの使用状況判定は、生放送が開始されてから所定の時間毎に行われ、時間延長できる場合には時間延長するか否かの選択を要求する画面表示がなされます。サーバの使用状況によっては、時間延長をすることができず、配信者に対して時間延長するか否かの選択要求が表示されない場合があります。配信者が時間延長を選択した場合でも、一回の生放送で配信できる最長時間は生放送開始から6時間までとします。

(4) 生放送を行うコミュニティレベルによる割引特典は、PCからの利用に限り付与されます。

(5) 配信者の選択によって生放送の時間延長に関する手続きが完了した場合、当該時間延長手続きはいかなる理由でもキャンセルすることはできません。

### 6. 予約機能の利用について

(1) 利用者は、本サービスで提供される予約機能を利用することによって、生放送を行うために必要な運営会社のサーバ設備の使用を事前に予約することができます。生放送の予約は、30分を単位として、生放送の実施時間を選択することによって行うことができます。利用者は、一回の予約にあたり、生放送開始予定時間から最長6時間までを予約することができます。また、生放送開始時間前に限り、予約をキャンセルすることができます。

(2) 利用者はサービス画面上に表示される所定の「ニコニコポイント」を消費することによって、生放送を予約することができます。利用者の操作によって生放送の予約手続きが完了した場合、予約をキャンセルした場合であっても、第8条第1項及び第2項並びに法律の要件を満たす場合を除き、消費した「ニコニコポイント」及び「チケット」は返還されません。

(3) 前二項による予約機能は、PCからのみ利用できます。その他の端末は、予約機能を利用できません。

### 7. 視聴者の禁止事項

利用者が視聴者として本サービスを利用する場合、本サービスにおける禁止事項及び運営会社の対応は「niconico利用規約」の規定が適用されるものとします。

### 8. 消費済ポイント・チケットの返還

(1) 運営会社は、配信者が生放送の時間延長手続きを完了したにもかかわらず当該時間延長が全部または一部の時間にわたって実施不可能だったとき、その原因が運営会社の管理する生放送のためのサーバの不具合やサーバメンテナンスであった場合には、生放送の時間延長のために「ニコニコポイント」及び「チケット」を消費した配信者に対して、当該時間延長について消費した「ニコニコポイント」及び「チケット」を返還するものとします。

(2) 運営会社は、利用者が生放送を予約したにもかかわらず予約した生放送が全部または一部の時間にわたって実施不可能だったとき、その原因が運営会社の管理する生放送のためのサーバの不具合やサーバメンテナンスであった場合には、生放送の予約のために「ニコニコポイント」及び「チケット」を消費した利用者に対して、当該予約について消費した「ニコニコポイント」及び「チケット」を返還するものとします。

### 9. あちらのお客様からシステムのご利用について

あちらのお客様からシステムのご利用については、別途運営会社が定める「あちらのお客様からシステム利用規約」をご確認ください。

### 10. ニコニコ本社等における生放送について

利用者は、運営会社が管理するスペース（「niconico」のアンテナショップである「ニコニコ本社」、その他運営会社所定の施設及びイベント等のエリアを指し、以下、総称して「対象エリア」といいます）において生放送を実施する場合、本利用規約に加えて、各対象エリアの利用規約、利用条件及びスタッフの指示に従うものとします。

### 11. 免責規定

(1) 利用者は自己の判断と責任において本サービスを利用するものとし、運営会社は、第8条に規定される消費済ポイント及びチケットの返還対応を除いて、利用者が本サービスを利用したこと又は利用できないことを理由として引き起こされた損害について、直接的又は間接的な損害を問わず、一切の責任を負わないものとします。但し、損害の発生に直接の原因となる事由が、運営会社の重過失に起因する場合には、この限りではありません。

(2) 本サービスの利用については、別途「ニコニコ生放送」サイト上に表示する推奨環境以外の環境からの利用の動作保証をするものではなく、また、推奨環境からの利用についても動作保証を行うものではありません。利用者の使用する機器及び通信環境等によって、提供サービスの不具合や使用上の不具合を及ぼす可能性があります。また、停電や通信回線の異常、天変地異などの不可抗力、その他運営会社の責にやらない事由を原因として、サービス提供の一部又は全部が休止する場合があります。利用者は本サービスの利用に際して、これらの可能性があることを十分に認識し、これらの場合について運営会社が一切免責されることに同意するものとします。

### 12. 本サービスの変更等

(1) 運営会社は、運営会社の都合により、本サービスの内容を変更し又は提供を終了することができます。運営会社が本サービスの提供を終了する場合、運営会社は利用者に対して、本サービスのウェブサイト上において事前に通知するものとします。

(2) 運営会社は、前項により変更又は終了したことに起因して利用者が損害を被ったとしても一切責任を負いません。

### 13. 本利用規約の変更等

運営会社は、本利用規約を変更することができるものとします。運営会社は、本利用規約を変更する場合、変更内容を本サービスのウェブサイト上に掲載する方法により利用者に対して、当該変更通知後、利用者が本サービスを利用したことをもって、変更後の利用条件に同意したものとみなします。

### 14. 分離性

本利用規約に定める条項の一部が無効とされた場合であっても、他の条項の有効性に影響を与えないものとします。この場合、当該無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。

### 15. 本利用規約の地位の譲渡等

(1) 利用者は、運営会社の書面による事前の承諾なく、本利用規約上の地位又は本利用規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることができません。

(2) 運営会社は本サービスにかかる事業の全部又は一部を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本利用規約上の地位、本利用規約に基づく運営会社の権利（第3条第1項のライセンスも含みます）及び義務並びに利用者のアカウントその他の情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項にかかる事業譲渡は、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他の事業が移転するあらゆる場合を含みます。

#### 1.6. 管轄裁判所

本利用規約は日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。本利用規約の表示は全て日本語により表示され、日本語のみにより解釈されます。他の言語による翻訳は、利用者の便宜のためにのみ提供されるものに過ぎず、本利用規約の解釈に際して参照されることはありません。

## ■ニコニコ生放送 ガイドライン

はじめに、

「ニコニコ生放送」では、ウェブカメラとマイクがあれば誰でも簡単に生放送（ライブストリーミング配信）を行うことができ、視聴ユーザーとのコミュニケーションを楽しむことができるサービスを提供しています。「ニコニコ生放送」に限らず、簡単にインターネット上で情報を発信したり受信したりすることができる社会になってきていますが、その簡単さから、軽い気持ちで情報を発信して、自分自身気付かずに他人に不快な思いをさせたり、思わぬところで加害者や被害者になってしまう場合もあります。インターネット上でコミュニケーションを安全に楽しむためには、現実社会と同様にルールを守って節度のある行動を取ることが大切です。また、情報を発信・受信するときは、それによって生じる社会的責任、法的責任を自分自身が負わなければならないことも現実の社会と同じです。このガイドラインでは、「ニコニコ生放送」を全ての方に安全に楽しんでもらうために、生放送を行う際にどのようなことに気を付けるべきかを説明します。

### 1. 生放送をするということ

#### 生放送をする＝自分の責任で情報を発信する

生放送を行うということは、自分の責任で情報を発信するということです。あなたが発信した情報に何らかの問題があると、原則として、あなた自身が社会的責任や法的責任を問われます。

#### インターネットは匿名ではない

インターネット上では、自分の本名や顔を公表せずに発言をすることができます。生放送でも、一見、現実の世界の自分とは切り離して、発言をすることができるように思えます。しかし、自分が誰かわからないから何をしてもいい、ということはありません。生放送に限らず、掲示板の書き込みなどインターネットで何かをする場合は、たいていサーバーに記録が残っています。犯罪に該当するような行為をした場合などは、警察機関が捜査を行い、その記録をたどって本人を特定することができます。実際に、掲示板に犯罪予告を書き込んだ人が逮捕された事件や、著作物を違法に公開した人が逮捕された事件などがニュースになったこともありますが、インターネットは匿名だから何をしてもバレないと思えるのは間違いです。自分が責任をもって、情報を発信するという意識を持ちましょう。

#### 一度発信した情報は「なかったこと」にはできません

インターネットが普及した現代では、一度発信された情報は瞬間に広まり、あなたの知らないところで利用されることも多くあります。その情報を後から消そうとしても、インターネット上から全て消し去ることはとても難しいですし、発信する前の「誰も知らない状態」に戻すことはできません。また、自分が嫌だと思う使われ方を他の人にされていても文句が言えない場合もあります。

#### インターネットは世界とつながっている

インターネットは世界中とつながっています。生放送で友達同士だけのコミュニケーションを楽しんでいるつもりでも、大勢の人たちがその内容を見えています。また、大したことはないだろうという安易な気持ちでしたことが、おごとになる場合もあります。

### 2. 基本的な考え方

#### 1) 自分の身は自分で守りましょう

##### 自分の個人情報を安易に公開しない

インターネットが普及する一方で、インターネットの特性を悪用した事件や犯罪などが多発しています。自分自身の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報をインターネット上で公開してしまったことにより、しつこくつきまとわれたり、いたずら電話をされたり、詐欺などの何らかの事件に巻き込まれる可能性があります。トラブルや犯罪に巻き込まれないためにも、コメントや放送内容に自分の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスだけではなく各種 SNS やメッセージング ID などを含みます）を安易に公開しないよう十分注意してください。また、生放送を見ている他の利用者から「教えて」と言われても、安易に教えないようにしましょう。

##### 法律やマナーを「知る」

法律のことや、インターネット上でのマナーを知らないことによって、気がつかないうちにトラブルに巻き込まれたり、他人に嫌な思いをさせたりしてしまうことがあります。また、気付かないうちに法律違反をしていて、罰せられたり、他人から損害賠償を請求されたりすることもあります。法律やインターネット上のマナーを知って、事件や犯罪を事前に回避するようにしましょう。

#### 2) 他人を尊重しましょう

##### 他人のプライバシーに考慮する

あなた自身がされて嫌なことや、現実社会ではためらうようなことは、他人に対してしないようにしましょう。あなたが他人に対してしたことが原因で、トラブルに巻き込まれる可能性があります。プライバシーを尊重し、他人の住所、氏名、電話番号などはもちろん、他人の私生活上の事実や秘密なども公開してはいけません。

##### 悪口を言わない・正当な理由なく批判をしない

他人に対して、悪口を言ったり、正当な理由なく批判することはやめましょう。自分が、大勢の人が見ている生放送で悪口を言われたらどう感じるか考えてみてください。また、一時の感情で悪口を言ったり正当な理由なく批判をしたりしてしまっても、後から撤回したいと思っても、インターネットの性質上、なかったことにはできません。

##### 誤解を招くような言動をしない

生放送は、あなたのことをよく知らない人も見えていますし、様々な考え方をを持った人が見えています。そのため、何気ない言動が誤解を招く場合もあります。自分が行おうとしている生放送の内容に、問題がないか、誤解が生じないかどうかを客観的に考えてから、生放送を行うようにしましょう。

##### 他の利用者を尊重する

生放送を配信する方が増えている中で、配信者同士の交流も生まれるようになっていきます。生放送配信者だから、自分のプロフィールを公表していたり顔を出して放送をしているから、という理由で、許可なくその人を映しても大丈夫だろう、その人のプライバシーに関することを話したり、日常生活に踏み込んで大丈夫だろう、などと考えるのは間違いです。他の配信者を撮影する場合、自分自身の生放送に登場してもらう場合は、事前にその人の了解を取るようにしましょう。また、他の配信者の悪口を言う、プライバシーに関することを公表する、他の配信者の生放送で荒らし行為をするなどの嫌がらせや、つきまといなどのストーーカー行為はしてはいけません。他の配信者の方を尊重し、気持ちよく「ニコニコ生放送」を利用しましょう。

### 3. 法律に関すること

インターネットで情報を発信する場合、様々な法律のことを気にする必要があります。ここでは、「ニコニコ生放送」に関わりの深いものを取り上げます。

#### (1) 著作権

映画、ドラマやアニメなどのテレビ番組、誰かが書いた文章や絵、楽曲などは著作権で保護されています。勝手に使うことはできません。著作権者の許可なく、映画、ドラマやアニメなどのテレビ番組をそのまま放送すること、CDなどをそのまま生放送中に流すことは著作権の侵害になります。また、そのままではなく、著作物の内容を少し変えて、生放送で放送した場合でも著作権の侵害になります。友達にテレビ番組を放送して欲しいとお願いされても、放送してはいけません。著作権を侵害すると、権利者から損害賠償請求をされる場合や刑事罰が科される場合があります。

#### (2) 肖像権

他人の顔がはっきりわかる形で、その人の映っている写真や映像を、生放送で勝手に使うてはいけません。その人が知り合いたったとしても、生放送で写真や映像を使うことについて、本人に許可を取らな誤解を招くような言動をしない。他の利用者を尊重する、くははいけません。また、外など人の多いところで生放送をする場合、放送に映りたくない人の迷惑にならないように注意しましょう。許可なく他人の写真や映像を生放送で勝手に映すと、その人から損害賠償請求をされる場合があります。

#### (3) プライバシー権

他人の個人情報を生放送で勝手に公開してはいけません。他人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスだけではなく、各種 SNS やメッセージング ID などとも公開してはいけません。また、他人の私生活に関すること、例えば人間関係や家族のことなども放送中に話してはいけません。他人のプライバシー権を侵害すると、その人から損害賠償請求をされる場合があります。

#### (4) 名誉棄損

正当な理由なく、特定の他人について、その人の実社会での社会的評価を下げるような話を生放送中に話してはいけません。人に限らず、特定の企業やサービスについても同様です。他人の名誉を棄損すると、その人から損害賠償を請求される場合や刑事罰が科される場合があります。

#### (5) その他法律

「児童ポルノ」や「わいせつ」な映像を放送してはいけません。「児童ポルノ」や「わいせつ」な映像を放送すると、法律で罰せられます。性器や性的行為を放送してはいけません。児童（18歳未満の者）が映る場合は、特に注意が必要になります。

生放送中に、「●●さんを殺す」「●●ビルを爆破する」など、犯罪予告をしてはいけません。

あなたが冗談のつもりで言っても、他人はそう受け取りません。悪ふざけだった、冗談だった、友人とのケンカの一環でつい言ってしまった、などの言い訳は通用しません。明確な予告ではなくても、暴力的な発言をしたり、包丁などの凶器を放送中に振り回すなどの行為もしないでください。犯罪予告をすると、実際に実行するつもりがあるかどうかは問わず、刑事罰が科される場合があります。

### 4. 運営会社の考え方と対応

#### (1) 生放送の停止、タイムシフトの削除について

運営会社は、視聴者からの通報や権利者からの申立てを受けて、生放送を確認し対応を行っています。運営会社は、利用規約に違反する行為があると判断した場合、または違反すると明確に判断できなくても運営会社が必要と認める場合、正当な権利者から申立てがあった場合には、生放送の停止やタイムシフトの削除を行います。利用規約には禁止事項を定められていますが、具体的には以下のようなものがあります。

- ・自殺・自傷行為またはその予告、集団自殺の勧誘、自殺方法に関する情報の提供について放送をすること
- ・著作権等を侵害する放送をすること
- ・児童ポルノや性的な映像・音声を放送すること
- ・性行為・金銭を目的とした出会いや児童を対象とした出会いなどを紹介したり、勧めたりする放送をすること
- ・けん銃などの譲渡、爆発物の製造、放火、住居侵入、売買春、禁止薬物の使用、暴行、脅迫、窃盗、詐欺などの犯罪行為自体を放送する、または勧める放送をすること
- ・犯罪行為を予告する放送をすること
- ・他人の個人情報を勝手に公開すること
- ・盗撮した映像、盗聴した音声を放送すること

・未成年者の飲酒、喫煙行為を放送すること  
また、上記以外でも、法令に違反する行為や、他人を傷つけたり侮辱したりする  
ような放送、他の利用者が見て不快に感じるような放送はしないでください。

#### (2) 年齢制限について

ニコニコ生放送では、生放送の配信や視聴について、年齢による制限を行っていません。全ての方にサービスを楽しんでいただきたいと思います。  
そのため、わいせつ映像や児童ポルノなどの違法情報はもちろんですが、18歳未満の方には不適切であるとされる情報(青少年有害情報)が放送された場合運営会社はその生放送の停止やタイムシフトの削除などの対応を行います。  
性的なもの、暴力的なもの、危険行為や違法行為を誘引するものは、青少年有害情報として放送停止やタイムシフトの削除などの対応を行う場合があります。性的行為、性的行為に類似する行為、全裸、着衣であっても表現が露骨なものは、性的なものとして取り扱われます。  
ニコニコ動画、ニコニコ生放送には「R18カテゴリ」が存在しますが、これはカテゴリ分類のひとつであって、青少年有害情報を投稿、配信する場所ではありません。

#### (3) ペナルティの付与について

運営会社は、利用規約に違反する行為があると判断した場合、または違反すると明確に判断できなくても運営会社が必要と認める場合、正当な権利者から申立てがあった場合には、生放送の停止やタイムシフトの削除を行うとともに、その利用者に対して警告を行い、ペナルティを付与します。

警告はアカウントに登録されたメールアドレスに送られます。メールアドレスの有効性は、アカウント登録の際に確認を行っていますが、その後、メールアドレスの変更やメールの受信設定を変更している場合にはご注意ください。

警告の回数とペナルティの内容は以下の通りです。  
ただし、運営会社が悪質な行為と判断した場合は、警告の回数に関わらず、無期限で生放送配信を禁止とする場合があります。

- ・1回目の警告：生放送配信禁止 1週間
- ・2回目の警告：生放送配信禁止 1ヶ月間
- ・3回目の警告：生放送配信禁止 無期限

また、違反行為を行った放送者がオーナーであるすべてのコミュニティでは、放送者の生放送配信禁止期間と同一期間、生放送配信を行うことが出来なくなり、禁止期間内に該当する予約生放送も削除となります。

予約に使用したニコニコポイントやチケットについては、違反行為を行った放送者の場合は消滅し、放送者以外の場合は自動返却となります。

#### (4) 情報開示について

運営会社は、生放送が行われたことによって被害を受けた人からの請求に基づいて、生放送を行った利用者の情報を、請求してきた人に対して開示する場合があります。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(通称「プロバイダ責任制限法」と呼ばれています)という法律があり、情報開示の請求があった場合、運営会社はこの法律に従って手続を行います。  
その他にも、運営会社は、警察機関から捜査のために協力を求められた場合も、生放送を行った利用者の情報を開示することがあります。

以上